

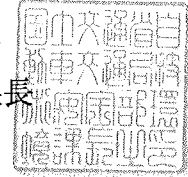
大

管理番号 89号  
管理日 22.4.2

国自環第295号の3  
平成22年3月31日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局  
技術安全部環境課長



「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したため、貴会におかれましても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

別添

国自環第295号

平成22年3月31日

各運輸局自動車技術安全部長 }  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局技術安全部環境課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」  
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」（平成22年2月5日付け国自環第247号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、今後はこれにより実施されたい。

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の取扱いについて」  
(平成22年2月5日国自環第247号)の一部を改正する通達 新旧対照表

改正 平成22年3月31日付け国自環第295号

新	旧
<p>マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の取扱いについて</p> <p>今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年国土交通省告示第1532号)等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならぬこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第40条第2項、第118条第2項、第196条第2項、第252条第2項、第268条第2項及び第284条第2項並びに第118条第3項、第196条第3項、第268条第3項及び第284条第3項に基づき消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。</p> <p>なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>第1 消音器等の改造及び構造</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について</p> <p>「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大させるためのものを除く。)の取付け又は取外し」は、細目告示第118条第2項第6号及び第196条第2項第6号の規定(以下「加速走行騒音性能規制」という。)に影響しない改造の例とする。</p> <p>なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日付け自車第708号、自公第163号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。)記6.(2)の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p> <p>4. (略)</p>	<p>マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の取扱いについて</p> <p>今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年国土交通省告示第1532号)等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならぬこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第40条第2項、第118条第2項、第196条第2項、第252条第2項、第268条第2項及び第284条第2項並びに第118条第3項、第196条第3項、第268条第3項及び第284条第3項に基づき消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。</p> <p>なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>第1 消音器等の改造及び構造</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について</p> <p>「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器出口側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大させるためのものを除く。)の取付け又は取外し」は、細目告示第118条第2項第6号及び第196条第2項第6号の規定(以下「加速走行騒音性能規制」という。)に影響しない改造の例とする。</p> <p>なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日付け自車第708号、自公第163号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。)記6.(2)の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p> <p>4. (略)</p>

第2～第3 (略)

第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

1. 公的試験機関成績表の取扱いについて

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車又は使用過程において消音器を改造した自動車に対して発行する加速走行騒音試験結果成績表については、本通の提示を求めるとする。

この場合において、騒音防止性能確認標章が発行されている場合は、当該確認標章の発行を受けた自動車の初めての新規検査（予備検査を含む。）の際に、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と検査申請車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

2. (略)

3. 騒音防止性能確認標章の取扱いについて

使用過程車の検査において、加速走行騒音性能規制への適合性を加速走行騒音試験結果成績表の提示により確認する場合、騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車は、同規制に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定自動車等について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

(2) 装置指定消音器であって、型式指定番号標が当該消音器を備えた自動車に表示されている場合は、当該型式指定番号標の表示は、加速走行騒音性能規制に適合する表示として取り扱って差し支えない。

第5～第6 (略)

別添1 (略)

別紙1 (略)

第2～第3 (略)

第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

1. 公的試験機関成績表の取扱いについて

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車又は使用過程において消音器を改造した自動車に対して発行する加速走行騒音試験結果成績表については、本通の提示を求めるとする。

この場合において、騒音防止性能確認標章が発行されている場合は、当該確認標章の発行を受けた自動車の初めての新規検査（予備検査を含む。）の際に、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と検査申請車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

2. (略)

3. 騒音防止性能確認標章の取扱いについて

使用過程車の検査において、加速走行騒音性能規制への適合性を加速走行騒音試験結果成績表の提示により確認する場合、騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車は、同規制に適合するものとして取り扱って差し支えない。

第5～第6 (略)

別添1 (略)

別紙1 (略)

別 添

国自環第295号の2

平成22年3月31日

自動車検査独立行政法人理事長  
軽自動車検査協会理事長  
独立行政法人交通安全環境研究所理事長 } 殿

国土交通省自動車交通局  
技術安全部環境課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局  
運輸部長並びに関係団体の長に対して通達したので了知願います。